

東京大学総合技術本部内規

(平成24年3月29日総長裁定)

改正 令和3年 3月22日

(趣旨)

第1条 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき設置される、東京大学総合技術本部(以下「総合技術本部」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合技術本部は、東京大学(以下「本学」という。)の技術職員が有する専門的知識、技術等を最大限活かし、全体の資質の向上、ひいては、教育研究能力の一層の向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 総合技術本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合技術本部の運営に関する企画調整
- (2) 部局技術組織の整備支援
- (3) 部局技術組織との連絡調整及び部局技術組織間の連絡調整
- (4) 部局技術組織及び技術職員からの相談対応
- (5) 部局技術組織及び技術職員への情報提供
- (6) 全学技術発表会の企画、立案、運営
- (7) 全学技術研修の企画、立案、運営
- (8) 技術専門職の選考
- (9) その他総合技術本部の業務遂行に必要な業務

2 前項各号の業務を行うために、必要な室及び委員会を置くことができる。

3 前項の室及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 総合技術本部に、本部長、副本部長及び若干名の本部員を置く。

2 本部長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名し、総合技術本部を統括する。

3 副本部長は、本学の教職員のうちから本部長が指名し、本部長の職務遂行を助ける。

4 本部員は、本部長が指定する部局の長から推薦された本学の技術職員、その他本部長が必要と認める教職員のうちから本部長が指名し、本部長又は副本部長の指示のもと必要な業務を行う。

5 副本部長、本部員の任期は2年とする。ただし、再任は、原則一回限りとする。

(東京大学技術職員組織化検討ワーキング・グループとの連携)

第5条 総合技術本部は、第2条の目的を達成するため東京大学技術職員組織化検討ワーキング・グループとの連携を図るものとする。

(事務)

第6条 総合技術本部の事務は、本部人材育成課において処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、総合技術本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。